

## 船舶に係る排出量

船舶に係る排出量については、「貨物船・旅客船等」、「漁船」、「プレジャー・ボート」の3つに区分して推計を行った。

### <推計の対象範囲>

推計対象とする範囲は「領海内」を航行する船舶からの排出を基本とした(図1参照)。ただし、海外との往来に使われる外航船舶は、国内の港湾区域外の活動量の設定が困難なため、港湾区域内だけを推計対象とした。また、河川等を航行する船舶は現時点では十分な知見が得られていないため、推計の対象外とした。

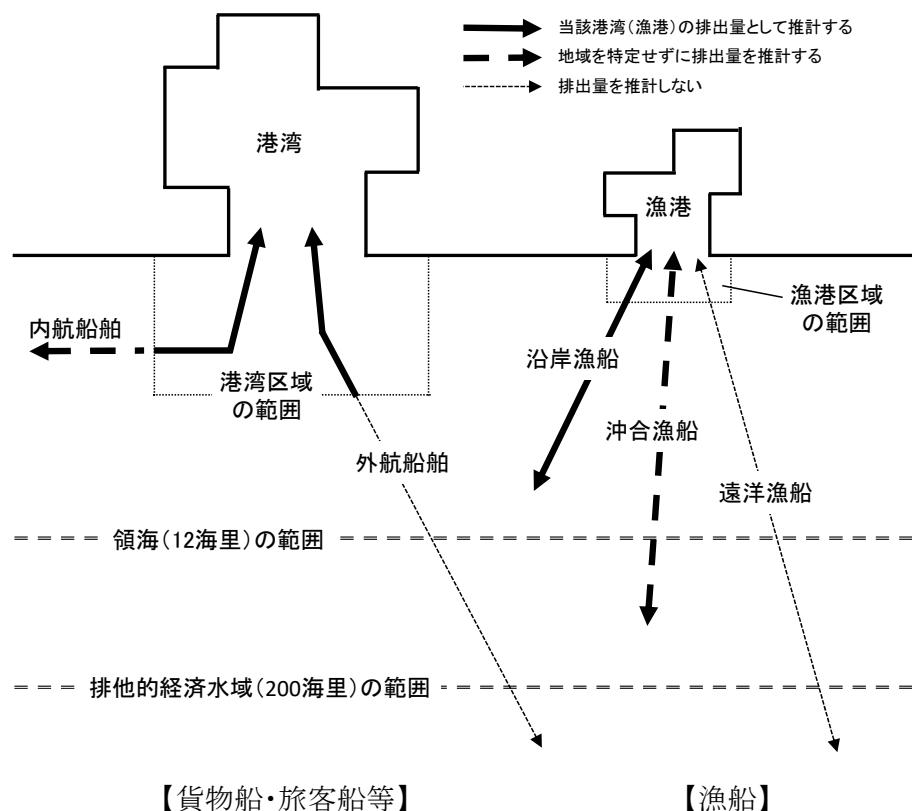


図1 船舶に係る排出量の推計範囲

### I 貨物船・旅客船等

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

貨物船・旅客船等は、航行時や停泊時に重油等の燃料を消費し、その排出ガス中に対象化学物質が含まれている。これらの排出は届出対象とはならないため、すべて届出外排出量である。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

貨物船・旅客船等に係る排出量として、欧州のインベントリー(EMEP/CORINAIR)が対象としているアセトアルデヒド(物質番号:12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の7物質について推計を行った。

### 3. 推計方法

貨物船・旅客船等による燃料消費量(kg/年)を港湾ごとに推計し、Fourth IMO GHG Study(IMO, 2020)等の文献により示されている燃料消費量当たりの NMVOC 排出係数及び NMVOC 中の対象化学物質別構成比を乗じて排出量を推計した。港湾ごとの燃料消費量は、港湾統計年報等を用いて推定した入港船舶数(隻/年)に対し、平均総トン数と機関定格出力の関係式(表 1)から推定した機関定格出力、機関燃費(表 2 及び表 3)及び負荷率などを乗じて推計した。なお、平均停泊時間は船舶種類ごとの「平均停泊時間の差(図2)」を考慮した。規模の小さな地方港湾については、経験式を使った手法によって燃料消費量を推計した。

また、内航船舶が港湾区域以外を航行しているときの燃料消費量は、別途把握できる全国の内航に係る船舶の燃料消費量から、港湾ごとに推計した燃料消費量を差し引いた値として設定した。この場合、燃料を消費した海域を特定することが困難なため、都道府県別の排出量は推計していない。

以上の結果をまとめ、図 3 に貨物船・旅客船等に係る排出量の推計フローを、表 4 及び表 5 に NMVOC 排出係数及び NMVOC 中の対象化学物質別構成比を示す。

表 1 船舶の平均総トン数※との機関定格出力の関係式

No.	船種	主機	補機	補助ボイラー
1	外航貨物船	$kW = 11.4248 \times GT^{0.6523}$	$kW = 0.4578 \times GT^{0.875}$	$kW=0.0267 \times GT^{0.48}$
2	外航コンテナ船	$kW = 0.8088 \times GT^{0.9888}$	$kW = 2.169 \times GT^{0.7428}$	
3	外航タンカー	$kW = 14.8418 \times GT^{0.6220}$	$kW = 18.327 \times GT^{0.4597}$	
4	外航旅客船	$kW = 61.3027 \times GT^{0.5224}$	$kW = 0.9252 \times GT^{0.8594}$	
5	その他(外航船)	$kW = 259.4544 \times GT^{0.355}$	$kW = 0.4578 \times GT^{0.875}$	
6	内航貨物船	$kW = 15.6546 \times GT^{0.6675}$	$kW = 0.4578 \times GT^{0.875}$	
7	内航タンカー	$kW = 12.7398 \times GT^{0.6898}$	$kW = 18.327 \times GT^{0.4597}$	
8	内航旅客船	$kW = 8.9858 \times GT^{0.8276}$	$kW = 0.9252 \times GT^{0.8594}$	
9	その他(内航船)	$kW = 259.4544 \times GT^{0.355}$	$kW = 0.4578 \times GT^{0.875}$	

出典: 平成22年度規制海域設定による大気環境改善効果の算定事業報告書(海洋政策研究財団)、平成19年度船舶起源の粒子状物質(PM)の環境影響に関する調査研究報告書(海洋政策研究財団)、平成8年度船舶排出大気汚染物質削減手法検討調査(環境庁)

注: 表中のkWは機関定格出力(kW)を、GTは平均総トン数(GT)をそれぞれ示す。

※: 総トン数(GT: グロストン, Gross Tonnage)は船舶の内容積を示す単位であり、1トンは約2.83m<sup>3</sup>である。

表2 主機ディーゼルの船舶種類別・総トン数クラス別の機関燃費(g-燃料/kWh)

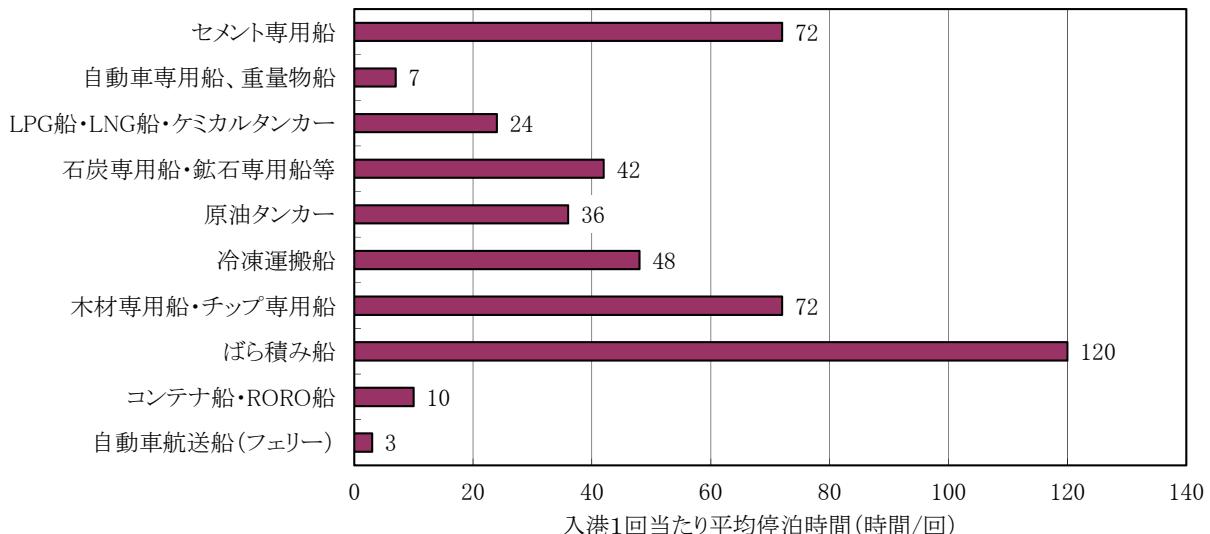
総トン数 クラス(GT)	貨物船 (外航/内航)	タンカー (外航/内航)	旅客船 (外航/内航)	その他 (外航/内航)	外航 コンテナ船
~500	205	205	195	205	195
~1,000					
~3,000					
~6,000					
~10,000	195	195	195	195	185
~30,000					
~60,000					
~100,000	185	185	185	185	175
100,000~					

出典:平成22年度規制海域設定による大気環境改善効果の算定事業報告書(海洋政策研究財団)

表3 補機ディーゼル及び補助ボイラーの機関燃費(g-燃料/kWh)

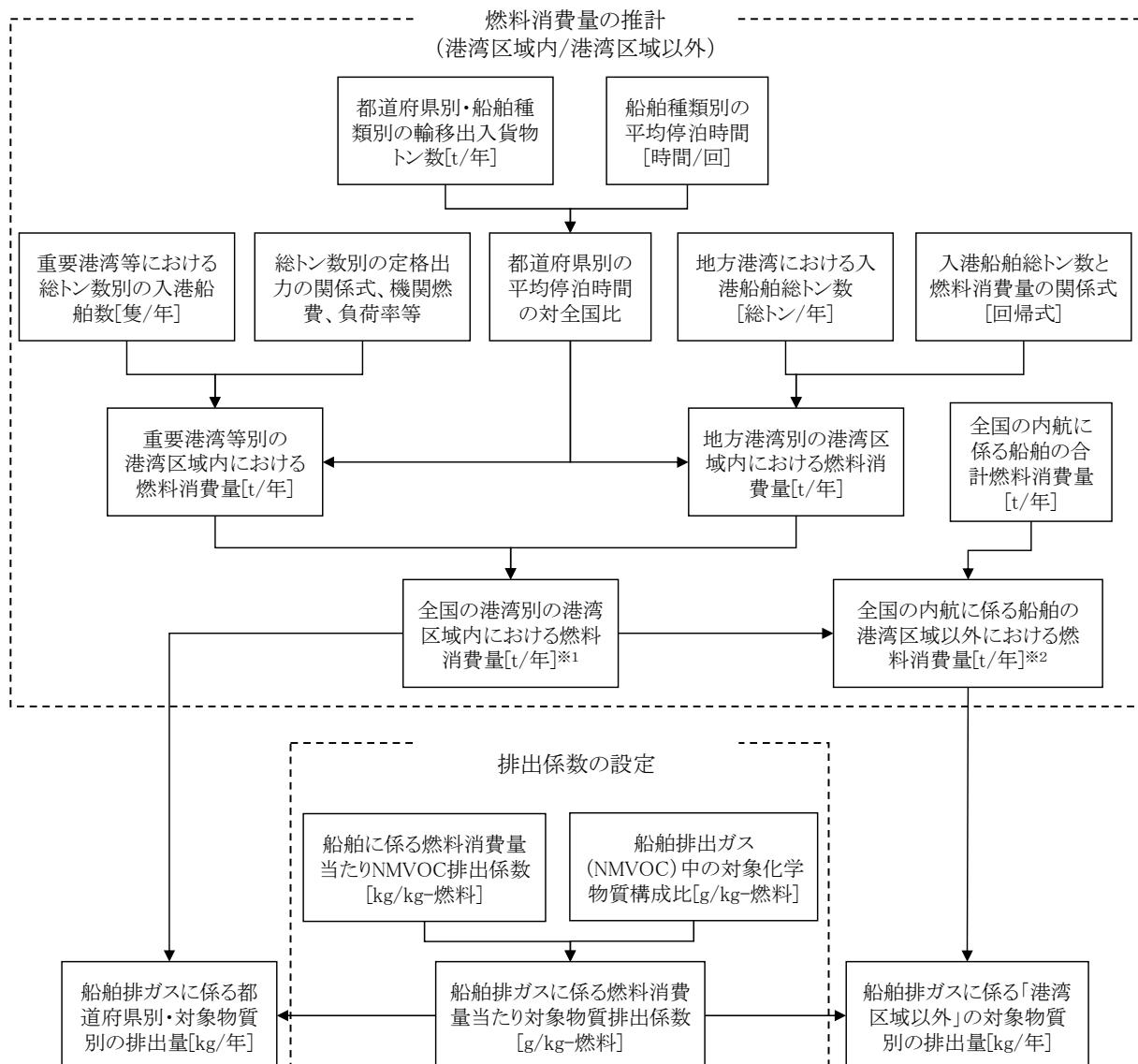
補機ディーゼル	補助ボイラー
195	340

出典:Fourth IMO GHG Study(IMO,2020)



出典:一般社団法人日本船主協会へのヒアリング(平成15年)、フェリー時刻表(各事業者のウェブサイト等)及び平成8年度船舶排出大気汚染物質削減手法検討調査(環境庁)に基づき作成

図2 船舶種類ごとの入港1回当たり平均停泊時間の設定値



注:図中の「重要港湾等」は「国際戦略港湾」「国際拠点港湾」「重要港湾」を表す。

※1:重要港湾等と地方港湾を合算してすべての港湾の燃料消費量となる。

※2:全国の内航に係る燃料消費量から港湾区域内(内航のみ)を差し引いて港湾区域以外の燃料消費量とする。

図3 船舶(貨物船・旅客船等)に係る排出量の推計フロー

表4 船舶(貨物船・旅客船等)に係るNMVOC<sup>\*</sup>排出係数

推計区分		NMVOC 排出係数 (g/kg-燃料)	
		主機	補機及び補助ボイラー
港湾 区域内	外航	0.60(g/kWh)/船舶種類別・船舶総トン数クラス別の機関燃費(g-燃料/kWh)	0.60(g/kWh)/機関燃費(g-燃料/kWh)
	内航	0.50(g/kWh)/船舶種類別・船舶総トン数クラス別の機関燃費(g-燃料/kWh)	0.50(g/kWh)/機関燃費(g-燃料/kWh)
その他の場所 (港湾区域以外)	外航	(推計対象外)	
	内航	0.50(g/kWh)/185(g-燃料/kWh)	

出典:Fourth IMO GHG Study(IMO,2020)

※:NMVOCとは、メタンを除く揮発性有機化合物の意味である。

表5 船舶(貨物船・旅客船等)に係るNMVOC構成比

対象化学物質		NMVOC 構成比
物質 番号	物質名	
12	アセトアルデヒド	2.0%
53	エチルベンゼン	0.5%
80	キシレン	2.0%
300	トルエン	1.5%
351	1, 3-ブタジエン	2.0%
400	ベンゼン	2.0%
411	ホルムアルデヒド	6.0%

出典:EMEP/CORINAIR Emission Inventory Guidebook (EMEP/CORINAIR,2002)

#### 4. 推計結果

以上の方針に従って全国排出量を推計した結果を表6、表7に示す。7物質の合計では全国で約1.7千tの排出量であり、そのうち港湾区域内における排出が約55%を占めている。

表6 船舶(貨物船・旅客船等)に係る対象化学物質別排出量の推計結果(港湾種別)  
(令和3年度:全国)

対象化学物質		年間排出量(kg/年)								合計	
物質 番号	物質名	港湾区域内									
		国際戦略港湾		国際拠点港湾		重要港湾		地方港湾			
内航	外航	内航	外航	内航	外航	内航	外航	内航	外航		
12	アセトアルデヒド	5,792	19,210	16,483	20,467	20,536	15,946	15,843	2,706	94,698	211,681
53	エチルベンゼン	1,448	4,802	4,121	5,117	5,134	3,986	3,961	677	23,674	52,920
80	キシレン	5,792	19,210	16,483	20,467	20,536	15,946	15,843	2,706	94,698	211,681
300	トルエン	4,344	14,407	12,362	15,351	15,402	11,959	11,882	2,030	71,023	158,761
351	1, 3-ブタジエン	5,792	19,210	16,483	20,467	20,536	15,946	15,843	2,706	94,698	211,681
400	ベンゼン	5,792	19,210	16,483	20,467	20,536	15,946	15,843	2,706	94,698	211,681
411	ホルムアルデヒド	17,377	57,629	49,448	61,402	61,607	47,837	47,529	8,119	284,094	635,044
合 計		46,339	153,678	131,862	163,739	164,286	127,565	126,745	21,651	757,584	1,693,450

注1:「その他の場所」における外航船舶からの排出は推計対象外である。

注2:港湾種類は港湾法に基づいた分類であり、それぞれ以下のとおりである。

国際戦略港湾:長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの

国際拠点港湾:国際戦略港湾以外であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの

重要港湾:国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの

地方港湾:国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾

表7 船舶(貨物船・旅客船等)に係る排出量推計結果(推計区分別)(令和3年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
12	アセトアルデヒド				211,681	211,681
53	エチルベンゼン				52,920	52,920
80	キシレン				211,681	211,681
300	トルエン				158,761	158,761
351	1, 3-ブタジエン				211,681	211,681
400	ベンゼン				211,681	211,681
411	ホルムアルデヒド				635,044	635,044
合 計					1,693,450	1,693,450

## II 漁船

### 1. 届出外排出量と考えられる排出

漁船はディーゼルエンジンやガソリンエンジン(船外機)を搭載し、その燃料消費に伴う排出ガス中に対象化学物質が含まれている。これらの排出は届出対象とはならないため、すべて届出外排出量である。ただし、遠洋漁船(200 海里以遠)については、排他的経済水域の外の海域での操業が主と考えられるため、推計の対象外とした。

### 2. 推計を行う対象化学物質

ディーゼルエンジンの漁船については「I 貨物船・旅客船等」と同じアセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の7物質、ガソリンエンジンの漁船は、最もエンジンが類似していると考えられる二輪車等と同様に、上記7物質にアクロレン(10)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、ベンズアルデヒド(399)の4物質を加えた 11 物質について推計を行った。

### 3. 推計方法

漁船による燃料消費量(kg/年)を推計し、EMEP/CORINAIR,2002 等の文献により示されている燃料消費量当たりの NMVOC 排出係数及び NMVOC 中の対象化学物質構成比を乗じて排出量を推計した。

漁船による全国の燃料消費量は、「漁業センサス」に記載された漁船の年間稼働日数(日/年)等に平均燃料消費率(g/時)を乗じて推計した。また、全国の燃料消費量の各都道府県への配分指標として「漁港港勢の概要」に記載された都道府県ごとの年間利用漁船隻数等を使用し、都道府県別の燃料消費量を推計した。ただし、沖合漁船(主たる操業区域が陸地から 12~200 海里の漁船)は、対象化学物質を排出する場所が漁港から離れた海域での操業が主と考えられることから、地域を特定せずに「その他の場所」として排出量を推計した。このように推計された燃料消費量に排出係数(表 8)を乗じて排出量を推計した。

以上の結果をまとめ、図 4 に船舶(漁船)に係る排出量の推計フローを示す。

表8 船舶(漁船)に係る対象化学物質別の排出係数

対象化学物質		排出係数(g/t-燃料)	
物質番号	物質名	ガソリン	ディーゼル
10	アクロレイン	15	-
12	アセトアルデヒド	95	38
53	エチルベンゼン	1,054	10
80	キシレン	2,516	38
240	スチレン	612	-
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	374	-
300	トルエン	3,740	29
351	1, 3-ブタジエン	119	38
399	ベンズアルデヒド	78	-
400	ベンゼン	1,156	38
411	ホルムアルデヒド	296	114

注1:NMVOC としての排出係数は「船舶排ガスの地球環境への影響と防止技術の調査」(日本財団、平成 11 年3月)に基づき、以下のとおり設定した。

ガソリンエンジン:34g/kg-燃料、ディーゼルエンジン:1.9g/kg-燃料

注2:NMVOC 中の対象化学物質別構成比は、それぞれ以下のものに等しいと仮定した。

ガソリンエンジン:二輪車(ホットスタート)の排出係数(環境省環境管理技術室調べ(平成 16 年))

ディーゼルエンジン:貨物船・旅客船等の排出係数「EMEP/CORINAIR Emission Inventory Guidebook」(EMEP/CORINAIR, 2002)

注3:「注1」の NMVOC としての排出係数に「注2」の NMVOC 中の対象化学物質別構成比を乗じて対象化学物質別の排出係数を設定した。

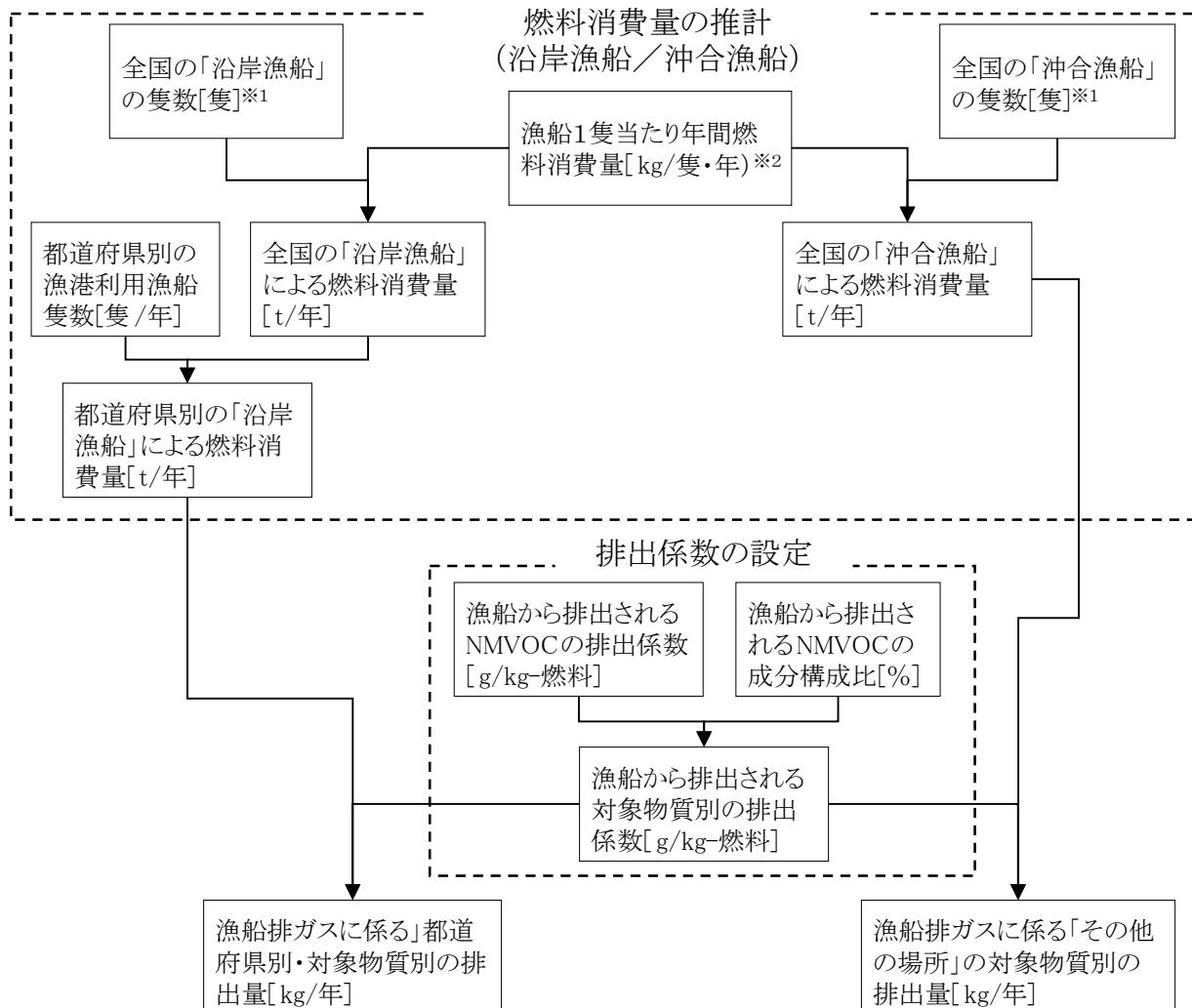


図4 船舶(漁船)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

以上の方針に従って全国排出量を推計した結果を表9、表10に示す。11物質の合計では全国で約1.5千tの排出量であり、そのうち12海里以内を主たる操業水域とする漁船からの排出が約96%を占めている。

表9 船舶(漁船)に係る対象化学物質別排出量推計結果(漁船種別)(令和3年度:全国)

対象化学物質		年間排出量(kg/年)				(参考) 海水動力漁船 (ディーゼル) 200海里以遠
		船外機付 き漁船 (ガソリン)	海水動力漁船 (ディーゼル)	合計		
物質番号	物質名	12海里 以内	12海里 以内	12~200 海里		
10	アクロレイン	2,011	—	—	2,011	—
12	アセトアルデヒド	12,515	20,603	7,241	40,360	5,875
53	エチルベンゼン	138,563	5,151	1,810	145,524	1,469
80	キシレン	330,763	20,603	7,241	358,607	5,875
240	スチレン	80,456	—	—	80,456	—
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	49,168	—	—	49,168	—
300	トルエン	491,675	15,452	5,431	512,558	4,406
351	1, 3-ブタジエン	15,644	20,603	7,241	43,488	5,875
399	ベンズアルデヒド	10,280	—	—	10,280	—
400	ベンゼン	151,972	20,603	7,241	179,816	5,875
411	ホルムアルデヒド	38,887	61,810	21,723	122,420	17,625
合 計		1,321,936	164,826	57,928	1,544,689	47,000

注1:PRTR届出外排出量の推計対象は、主とする操業区域が200海里以内の漁船に限るため、200海里以遠の漁船に係る排出量は「参考」として示す。

注2:都道府県別排出量を推計するのは、主とする操業区域が12海里以内の漁船に限ることとし、12~200海里の漁船に係る排出量は「その他の場所」として都道府県を特定しないで排出量を推計した。

表10 船舶(漁船)に係る排出量推計結果(推計区分別)(令和3年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				2,011	2,011
12	アセトアルデヒド				40,360	40,360
53	エチルベンゼン				145,524	145,524
80	キシレン				358,607	358,607
240	スチレン				80,456	80,456
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				49,168	49,168
300	トルエン				512,558	512,558
351	1, 3-ブタジエン				43,488	43,488
399	ベンズアルデヒド				10,280	10,280
400	ベンゼン				179,816	179,816
411	ホルムアルデヒド				122,420	122,420
合 計					1,544,689	1,544,689

### III プレジャーボート

#### 1. 届出外排出量と考えられる排出

プレジャーボートはディーゼルエンジンやガソリンエンジンを搭載し、その燃料消費に伴う排出ガス中に対象化学物質が含まれている。これらの排出は届出対象とはならないため、すべて届出外排出量である。プレジャーボートのうち、特殊小型船舶(大部分がいわゆる水上バイク)、プレジャーモーターべー  
ト、プレジャーヨットを排出量の推計対象とした。

#### 2. 推計を行う対象化学物質

プレジャーボートと最もエンジンが類似しているのは、ガソリンエンジンを搭載している場合では二輪車、ディーゼルエンジンを搭載している場合ではディーゼル特殊自動車と考えられる。そのため、これらの排出源と同様にアクロレン(10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の11物質について推計を行った。

#### 3. 推計方法

プレジャーボートの1隻当たりの実仕事量に在籍船数及び実仕事量当たりの排出係数を乗じて推計した。

プレジャーボートの在籍船数については、日本小型船舶検査機構の資料から把握することができる。また、都道府県別に稼働状況が異なることが考えられるため、全国のマリーナに対して、当該マリーナの保管隻数と燃料供給量を調査することにより、地域別の燃料消費量の差を推計し、仕事量を求めた。全国平均の仕事量の推計は米国環境保護庁(EPA)で採用されている方法を踏襲した。すなわち、平均定格出力、負荷率、稼働時間、経過年数による使用係数等から算出した。THC 排出係数\*についてもEPAのホームページ上に公表されているデータの中から、日本国内に流通しているメーカーのみを抽出して使用した。また、THC 排出量に対する対象化学物質の比率は、ガソリンエンジンを搭載している場合には二輪車の数値を、ディーゼルエンジンはディーゼル特殊自動車の数値を採用した。

以上の推計フローを図5に示す。

\*:THC 排出係数は用途別・エンジン形式別・経過年数別に設定がなされているため、概要版では省略している(詳細版にはデータの一部とURLを記載)。

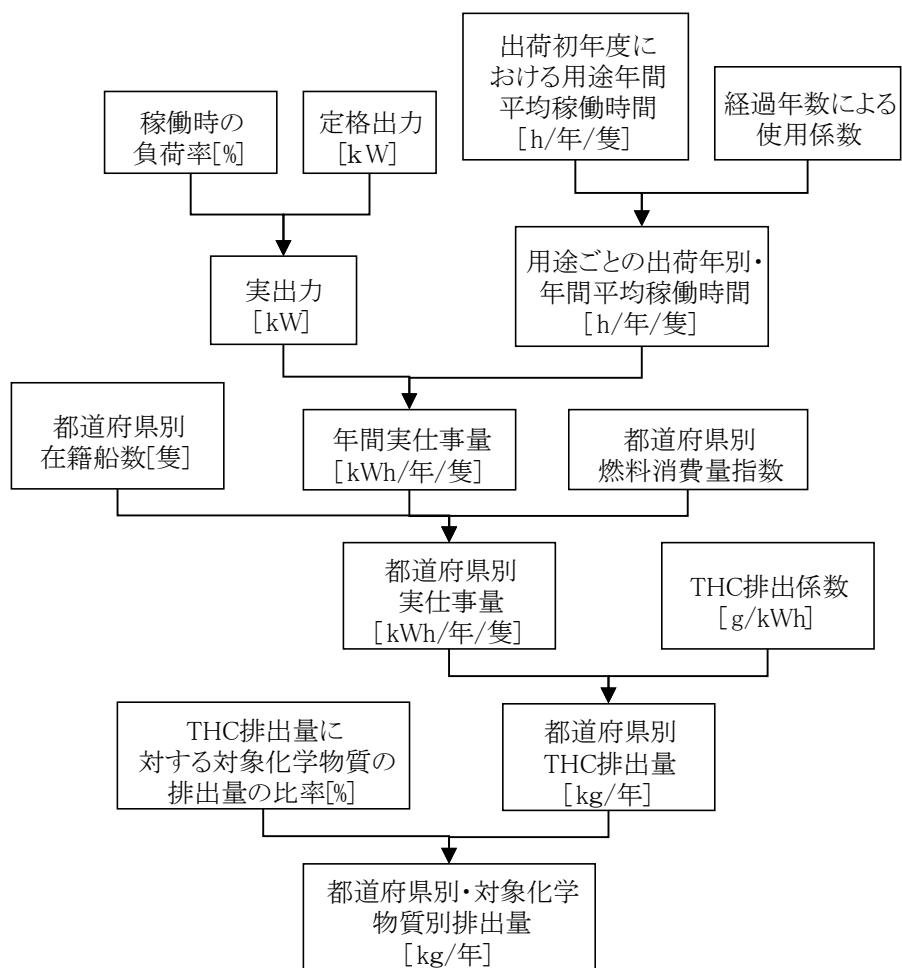


図 5 船舶(プレジャー・ボート)に係る排出量の推計フロー

#### 4. 推計結果

以上の方針に従って推計した全国排出量の結果を表 11、表 12 に示す。11 物質合計では全国で約 623t の排出量であった。

表 11 船舶(プレジャー・ボート)に係る船舶種類別排出量推計結果(船種別)(令和3年度:全国)

対象化学物質		年間排出量(kg/年)					
物質番号	物質名	特殊小型船舶	プレジャー・モーターボート		プレジャーヨット		合計
			ガソリン	ディーゼル	ガソリン	ディーゼル	
10	アクロレイン	546	404	26	1.7	0.53	978
12	アセトアルデヒド	3,378	2,497	107	11	2.2	5,995
53	エチルベンゼン	37,640	27,826	14	117	0.28	65,598
80	キシレン	89,160	65,913	48	278	1.0	155,400
240	スチレン	21,121	15,614	15	66	0.31	36,817
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	13,641	10,085	13	42	0.27	23,782
300	トルエン	132,700	98,101	56	413	1.1	231,271
351	1, 3-ブタジエン	4,234	3,130	26	13	0.53	7,403
399	ベンズアルデヒド	2,819	2,084	13	8.8	0.26	4,924
400	ベンゼン	41,354	30,571	67	129	1.3	72,122
411	ホルムアルデヒド	10,497	7,760	495	33	10	18,794
合 計		357,090	263,984	880	1,111	18	623,084

表 12 船舶(プレジャー・ボート)に係る排出量推計結果(推計区分別)(令和3年度:全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				978	978
12	アセトアルデヒド				5,995	5,995
53	エチルベンゼン				65,598	65,598
80	キシレン				155,400	155,400
240	スチレン				36,817	36,817
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				23,782	23,782
300	トルエン				231,271	231,271
351	1, 3-ブタジエン				7,403	7,403
399	ベンズアルデヒド				4,924	4,924
400	ベンゼン				72,122	72,122
411	ホルムアルデヒド				18,794	18,794
合 計					623,084	623,084